

高知県第三セクター鉄道維持対策事業費交付要綱
新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>8</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第2号及び第3号、第11条、第12条第3項、第13条第3項及び第4項並びに第15条から第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年3月22日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第2号及び第3号、第11条、第12条第3項、第13条第3項及び第4項並びに第15条から第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>3 第6条第1項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	備考
鉄道運行の安全確保に必要な車輛等の修繕事業	土佐くろしお鉄道株式会社	鉄道運行の安全確保に必要な車輛等の修繕に係る経費 <u>（県において、地方債の発行が可能であるものに限る）</u>	2分の1以内	消費税は、補助対象外とする。

注 次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

- 1 高知県安全安心の施設整備事業費補助金が交付された事業（市町村事業分を含む。）
- 2 鉄道施設総合安全対策事業費補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び地域における受入環境整備促進事業費補助金が交付された事業

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	備考
鉄道運行の安全確保に必要な車輛等の修繕事業	土佐くろしお鉄道株式会社	鉄道運行の安全確保に必要な車輛等の修繕に係る経費	2分の1以内	消費税は、補助対象外とする。

注 次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

- 1 高知県安全安心の施設整備事業費補助金が交付された事業（市町村事業分を含む。）
- 2 鉄道施設総合安全対策事業費補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金が交付された事業